

袋井消防本部からのお知らせ

消防職員が住宅用火災警報器の取付け、
取替えを支援します。



①支援内容

住宅用火災警報器を購入したが、取付けることが困難な高齢者世帯を対象に、
消防職員がお宅を訪問し取付け又は取替えのお手伝いをします。

※取付けに必要な住宅用火災警報器、取付けネジ等は用意してください。

電気配線工事を伴う設置は行いません。

②対象世帯

袋井市・森町にお住まいで65歳以上の者のみで
構成されている世帯



③注意事項

消防署では、消火器や住宅用火災警報器の訪問販売を
行うことはありません。

悪質な訪問販売には、十分注意してください。

④受付・問い合わせ

受付時間は、平日の8時30分～17時15分です。お近くの消防署
に直接お越しいただくか、電話でお問い合わせください。

袋井消防本部予防課 電話 0538-44-5114 担当 根津